

〔参考4〕

(「資料4」の参考資料)

事業者に対し一定の体制整備を求めている制度の例

○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）

（取締役会の権限等）

第三百六十二条

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価）

第二十四条の四の四 第二十四条第一項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない 会社（中略）は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について（中略）評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を（中略）提出しなければならない。

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抄）

（事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置）

第七条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（以下この条において単に「指針」という。）を定めるものとする。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）（抄）

第二節 事業主の講ずべき措置

（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

第十一条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言

動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

（苦情の自主的解決）

第十五条 事業主は、第六条、第七条、第九条、第十二条及び第十三条第一項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

○労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）（抄）

（労働時間等の設定の改善の実施体制の整備）

第六条 事業主は、事業主を代表する者及び当該事業主の雇用する労働者を代表する者を構成員とし、労働時間等の設定の改善を図るための措置その他労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に対し意見を述べることを目的とする全部の事業場を通じて一の又は事業場ごとの委員会を設置する等労働時間等の設定の改善を効果的に実施するために必要な体制の整備に努めなければならない。

○消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）（抄）

（事業者の責務等）

第五条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（顧客の利益の保護のための体制整備）

第十三条の三の二 銀行は、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の親金融機関等若しくは子金融機関等が行う取引に伴い、当該銀行、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者又は当該銀行の子金融機関等が行う業務（中略）に係る顧客の利益が不当に害されることのないよう、内閣府令で定めるところにより、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

事業者に対し一定の事項の周知等を求めている制度の例

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（法令等の周知義務）

第一百六条 使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則（中略）を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

（法令等の周知）

第一百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第一百六十号）

（従業員に対する告知等）

第四十九条

共済契約者は、新たに従業員を雇用するに当たつては、その者に対し、その者が被共済者となるかどうかを告知しなければならない。

2 事業主は、共済契約者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を、各作業場の見やすい場所に掲示する等の方法により被共済者でなくなつた者に周知させなければならない。

○国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）

（船舶保安規程）

第十一条 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶に係る船舶保安規程（中略）を定め、国土交通省令で定めるところにより、これを当該国際航海日本船舶内に備え置かなければならない。

3 国際航海日本船舶の船舶保安管理者は、船舶保安規程に定められた事項を、当該国際航海日本船舶の乗組員に周知させなければならない。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

（油濁防止規程）

第七条 船舶所有者は、（中略）油の不適正な排出の防止に関する事項（中略）について、油濁防止規程を定め、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならない。

2 油濁防止管理者（中略）は、前項の油濁防止規程（中略）に定められた事項を、当該船舶の乗組員及び乗組員以外の者で当該船舶に係る業務を行う者のうち油の取扱いに関する作業を行うものに周知させなければならない。

事業者に対し一定の責任者の設置を求めている制度の例

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）

第三章 安全衛生管理体制

（総括安全衛生管理者）

第十条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者（中略）の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施 に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置 に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策 に関すること。
- 五 （略）

○船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）（抄）

第三章 安全衛生管理体制

（総括安全衛生担当者）

第十条 常時使用する船員の数が国土交通省令で定める数以上である 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、総括安全衛生担当者を選任し、その者に次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 船員の危険又は健康障害を防止するための措置 に関すること。
- 二 船内における 作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための措置 に関すること。
- 三 船員の安全及び衛生に関する 教育の実施 に関すること。
- 四 健康検査の実施その他船員の健康管理 に関すること。
- 五 船員災害の原因の調査及び再発防止対策 に関すること。
- 六 その他船員災害の防止のために必要な業務

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）（抄）

（技術管理者）

第二十一条 一般廃棄物処理施設（中略）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。

○飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）

（飼料製造管理者）

第二十五条 （略）製造業者（農林水産省令で定める者を除く。）は、その飼料又は飼料添加物の製造を実地に管理させるため、その事業場ごとに、飼料又は飼料添加物の製造に関し農林水産省令で定める資格を有する飼料製造管理者を置かなければならない。